

静岡県告示第674号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成29年9月15日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

南沼上奥ノ谷No. 2 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
静岡市	葵区	南沼上三丁目	奥ノ谷	次に掲げる地番の土地に存する標柱7号から21号までを順次結んだ線、平成5年静岡県告示第21号で指定した標柱5号と21号、同告示で指定した標柱5号と7号を結んだ線に囲まれた区域
				638-8 7号
				638-11 8号
				638-11 9号
				639-1 10号
				638-3 11号
				638-10 12号
				645 13号
				644-1 14号
				644-1 15号
				644-1 16号
				642-1 17号
				641-2 18号
				639-4 19号
				638-21 20号
640-1 21号				